

ハローワーク相双・相馬・富岡

雇用ニュース

令和7年

11月号

Front Line

Front Line（フロントライン）とは「最前線」という意味です。相双地区は東日本大震災・原発事故の被災地であり、日本の雇用の最前線であることから、その状況をわかりやすく伝える情報誌として、このような名称としました。

ハローワークは正社員の雇用を推進しています

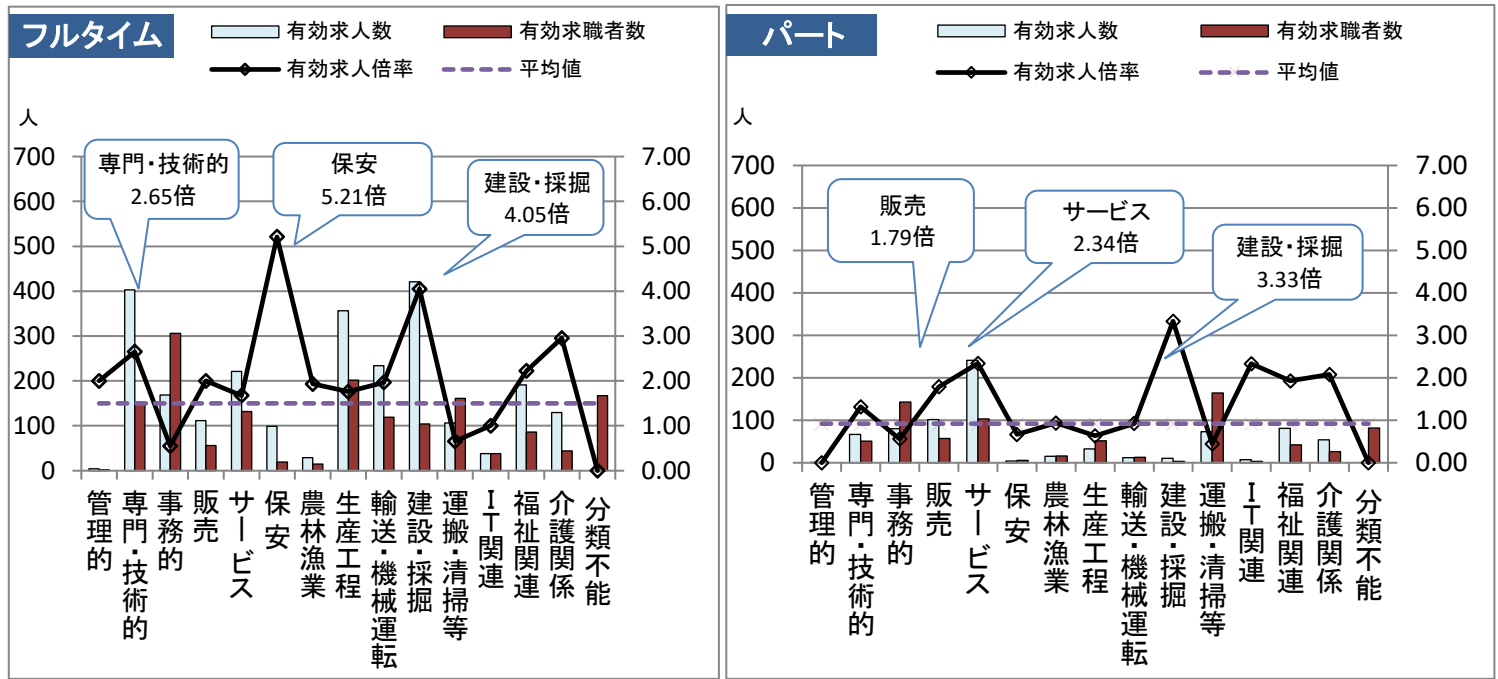
正社員での雇用は、中長期的な視点での人材育成、技術の伝承が行いやすく、顧客との関係や企業イメージの向上につながるというメリットもあります。正社員雇用についてご検討ください。

＜最新の雇用失業情勢データ＞

令和7年9月分

有効求人倍率 相双地区 1.38 倍（前月比 +0.04 ポイント）

（新規求人倍率 相双地区 2.28 倍（前月比 +0.31 ポイント）

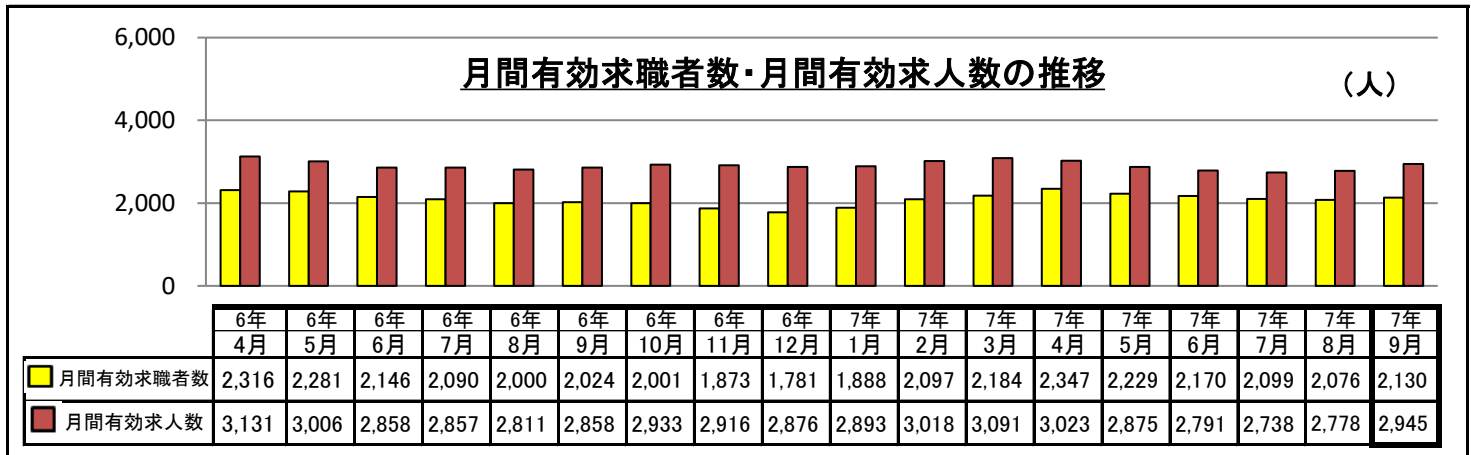
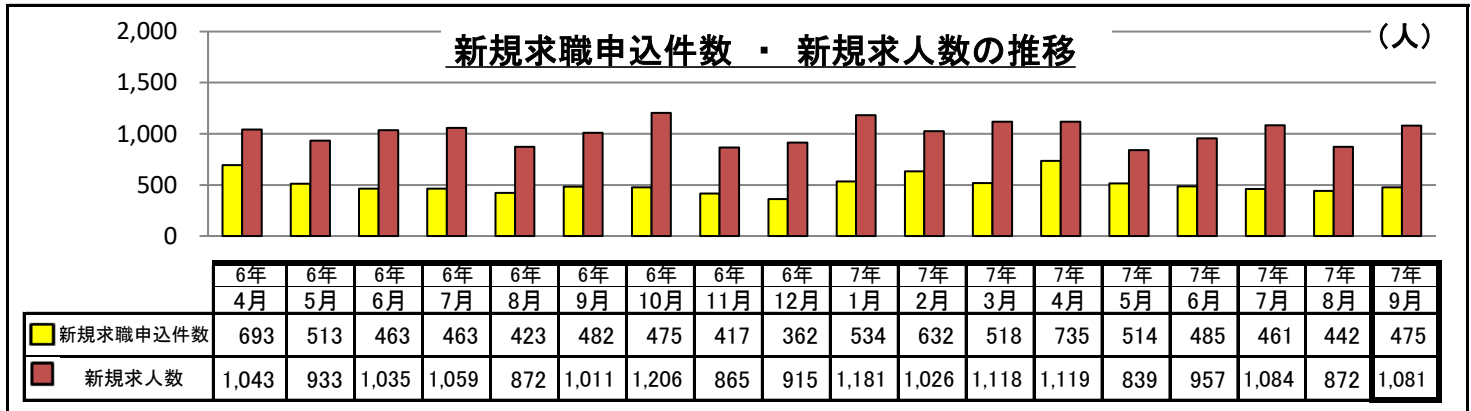


職業別賃金情報 及び 職業別バランスシート（臨時求人を除く）										
職業計	フルタイム		パートタイム		有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率	
	新規求人 平均賃金 【千円】	新規求職 希望賃金 【千円】	新規求人 平均賃金 【十円】	新規求職 希望賃金 【十円】	フルタイム 【人】	パートタイム 【人】	フルタイム 【人】	パートタイム 【人】	フルタイム	パートタイム
職業計	251	205	114	104	2,154	638	1,435	690	1.50	0.92
A 管理的	292	0	0	0	4	1	2	0	2.00	-
B 専門・技術的	282	226	144	119	403	67	152	51	2.65	1.31
建築・土木技術者	325	350	0	120	151	5	14	2	10.79	2.50
看護師等	241	243	140	130	53	25	31	16	1.71	1.56
C 事務的	228	179	116	103	169	80	306	143	0.55	0.56
D 販売	254	189	106	101	112	102	56	57	2.00	1.79
商品販売	207	183	104	100	41	89	40	54	1.03	1.65
営業	295	200	150	103	69	13	16	3	4.31	4.33
E サービス	233	190	113	108	221	241	132	103	1.67	2.34
飲食物調理	250	188	110	113	35	68	38	40	0.92	1.70
接客・給仕	221	177	112	100	32	74	33	23	0.97	3.22
F 保安	208	211	0	98	99	4	19	6	5.21	0.67
G 農林漁業	219	180	96	98	29	15	15	16	1.93	0.94
H 生産工程	215	206	100	101	356	33	202	52	1.76	0.63
I 輸送・機械運転	256	239	126	99	234	12	119	13	1.97	0.92
自動車運転等	253	244	133	103	133	10	67	9	1.99	1.11
建設機械運転等	269	236	107	91	96	2	39	4	2.46	0.50
J 建設・採掘	278	244	110	110	421	10	104	3	4.05	3.33
K 運搬・清掃・包装等	204	194	104	102	106	73	161	164	0.66	0.45
(IT関連)	233	225	97	0	38	7	38	3	1.00	2.33
(福祉関連)	222	219	126	119	191	81	86	42	2.22	1.93
〈うち介護関係〉	212	210	119	106	130	54	44	26	2.95	2.08
分類不能	0	202	0	103	0	0	167	82	0.00	0.00

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

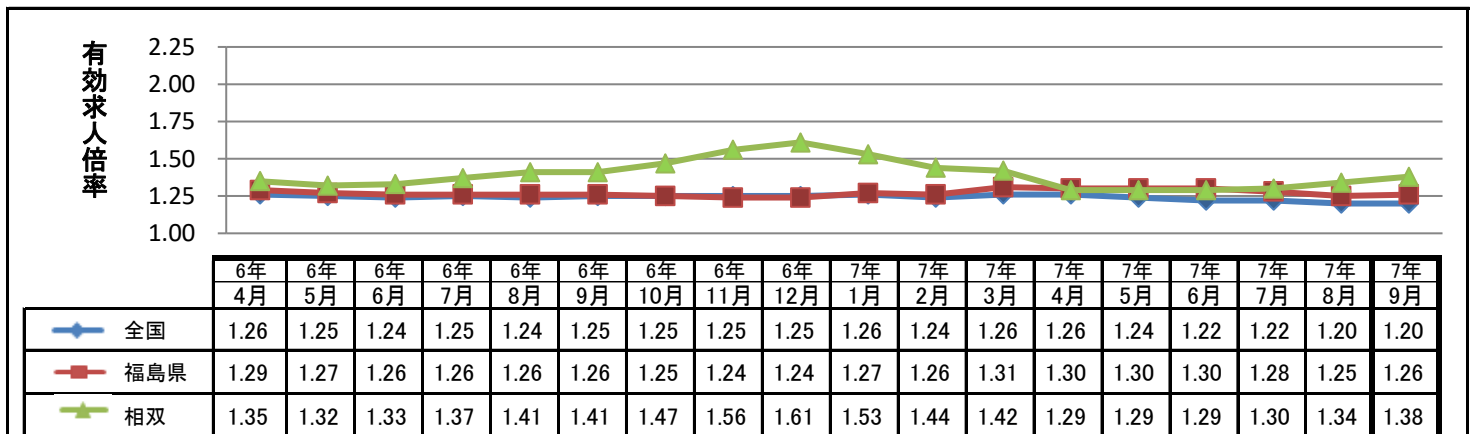
(紹介月報(様式4号))

管内の求人・求職者数の推移



職業紹介状況報告(様式1号)より集計

全国・福島県・相双の有効求人倍率の推移



<最新の雇用失業情勢データ>

令和 7 年 9 月分

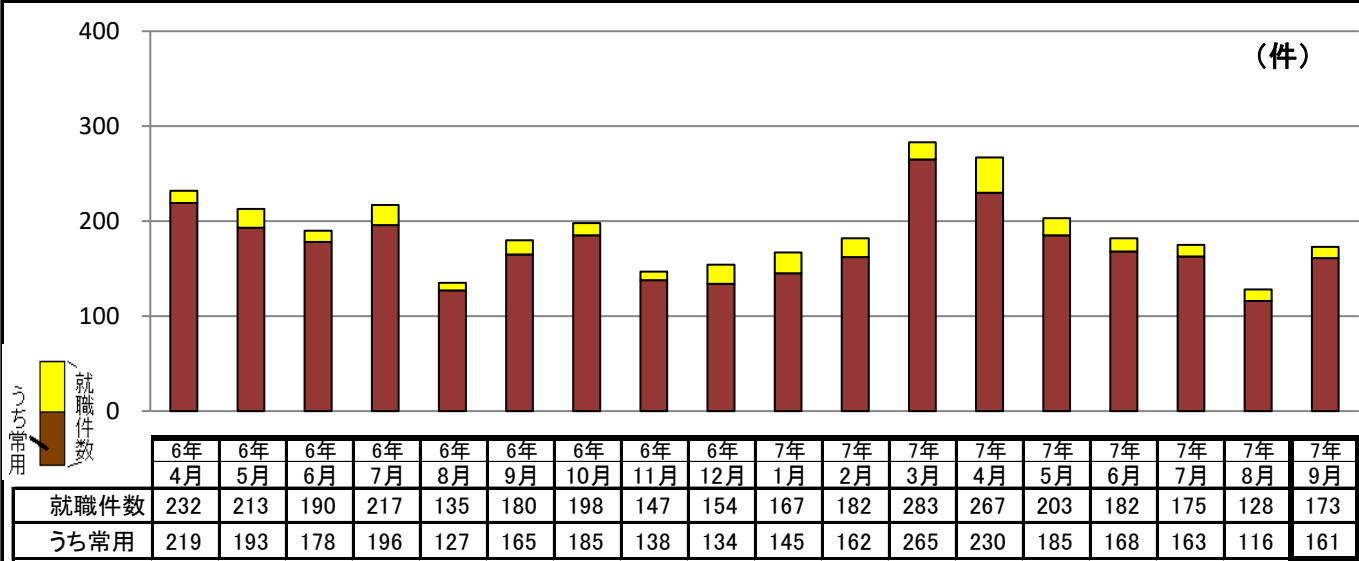
有効求人倍率	相双地区	1.38 倍	(前月比 +0.04 ポイント)
	全国	1.20 倍	(前月比 0 ポイント)
	福島県	1.26 倍	(前月比 +0.01 ポイント)

(注) 全国及び福島県の月間有効求人倍率は季節調整値、相双は原数値となる。(福島労働局公表)
季節調整値は毎年1回(1月データ公表時)、過去にさかのぼって見直しが行われる。

完全失業率	全国	2.6 %	(前月比 0 ポイント)
完全失業者数	全国	184 万人	(前月比 +11 万人)

完全失業率・完全失業者数は季節調整値となる。出典は総務省統計局「労働力調査」

管内の月別就職件数の推移



年代別有効求職者 分布状況

年齢	有効 常用求職者数（パートを含む 常用のみ）						
	当月			前月			対 前 月 比
	当月	前年同月	対前年同月	当月	前年同月	対前年同月	
	R07年9月	R06年9月	増 減	R07年8月	R06年8月	増 減	
合計	2,125人	2,014人	111人	2,068人	1,992人	76人	57人
全体に対する割合	100%	100%		100%	100%		
～ 19歳	23人	32人	▲ 9人	21人	23人	▲ 2人	2人
	1.1%	1.6%	▲ 28.1%	1.0%	1.2%	▲ 8.7%	9.5%
20 ～ 29歳	311人	294人	17人	294人	296人	▲ 2人	17人
	14.6%	14.6%	5.8%	14.2%	14.9%	▲ 0.7%	5.8%
30 ～ 39歳	354人	339人	15人	338人	326人	12人	16人
	16.7%	16.8%	4.4%	16.3%	16.4%	3.7%	4.7%
40 ～ 49歳	406人	389人	17人	402人	367人	35人	4人
	19.1%	19.3%	4.4%	19.4%	18.4%	9.5%	1.0%
50 ～ 59歳	498人	434人	64人	481人	455人	26人	17人
	23.4%	21.5%	14.7%	23.3%	22.8%	5.7%	3.5%
60歳 ～	533人	526人	7人	532人	525人	7人	1人
	25.1%	26.1%	1.3%	25.7%	26.4%	1.3%	0.2%

（紹介月報（様式7号））

管内の雇用保険業務取扱状況 令和7年9月分

	計	男	女
適用事業所数	3,070	－	－
被保険者数	36,750	23,543	13,207
資格取得者数	425	291	134
資格喪失者数	475	284	191
受給資格決定件数	102	55	47
受給者実人員	3	7	17
支給金額（千円）	60,370	29,154	31,216
再就職手当支給人員	35	23	12
再就職手当支給金額（千円）	14,779	11,025	3,754



福島労働局職業安定部・ハローワーク 公式マスコットキャラクター「福まる」

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しないことがあります。

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設しました

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

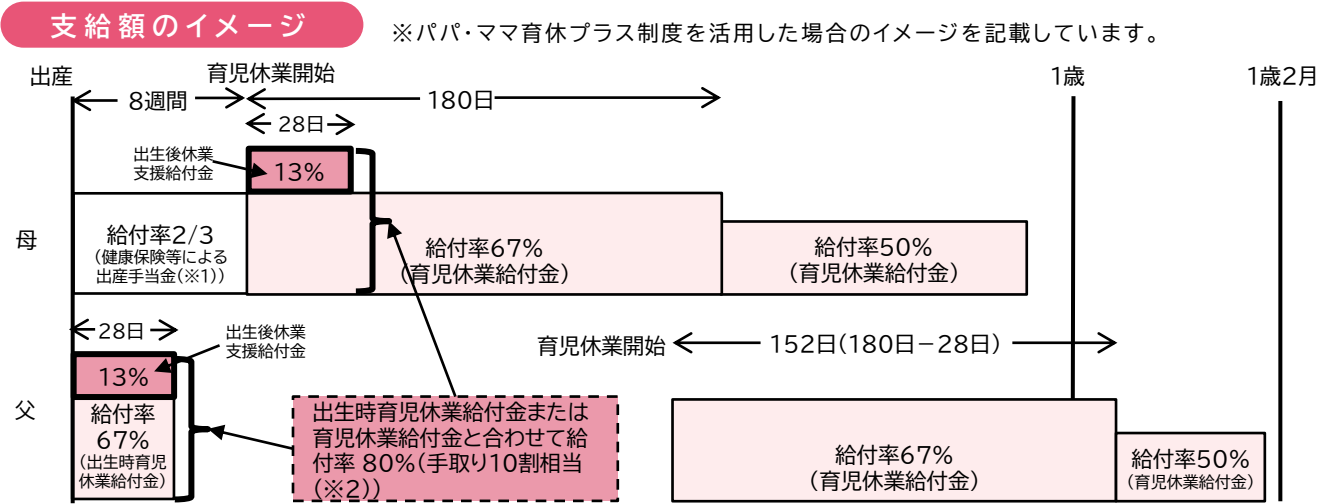
- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

2 支給額

支給額＝休業開始時賃金日額※1×休業期間の日数（28日が上限）※2×13%

- ※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。
- ※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。



- ※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。
- ※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年8月1日時点：16,110円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。
- ※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。